

訪問リハビリテーションのご利用料金について

2021.4作成

※介護保険1割負担の場合の金額となります。

①要支援1・2

基本利用料	予防訪問リハビリ1（1回につき）	307円
	新型コロナウイルス感染症に対するための特例的評価	約0.3円
	予防訪問リハ計画診療未実施減算（1回につき）	-50円
	予防訪問リハ同一建物減算1（1回につき）	277円
	予防訪問リハ同一建物減算2（1回につき）	261円
	予防訪問リハ12月超減算（1回につき）	5円

◆上記金額に加算される場合があります。

1.予防訪問リハ短期集中リハ加算（1日につき）	200円
2.予防訪問リハサービス提供体制加算Ⅰ（1回につき）	6円
3.予防訪問リハサービス提供体制加算Ⅱ（1回につき）	3円
4.事業所評価加算	120円

②要介護1～5

基本利用料	訪問リハビリ1（1回につき）	307円
	新型コロナウイルス感染症に対するための特例的評価	約0.3円
	訪問リハ計画診療未実施減算（1回につき）	-50円
	訪問リハ同一建物減算1（1回につき）	277円
	訪問リハ同一建物減算2（1回につき）	261円

◆上記金額に加算される場合があります。

1.訪問リハ短期集中リハ加算（1日につき）	200円
2.訪問リハマネジメント加算A（イ）（1ヶ月につき）	180円
3.訪問リハマネジメント加算A（ロ）（1ヶ月につき）	213円
4.訪問リハマネジメント加算B（イ）（1ヶ月につき）	450円
5.訪問リハマネジメント加算B（ロ）（1ヶ月につき）	483円
6.訪問リハサービス提供体制加算Ⅰ（1回につき）	6円
7.訪問リハサービス提供体制加算Ⅱ（1回につき）	3円
8.訪問リハ移行支援加算（1日につき）	17円

※1回の訪問リハビリは20分

※上記料金の合計利用金額（1月あたり）に、地域加算として1.7%が加算されます。

※新型コロナウイルス感染症に対するための特例的評価は、1月における基本報酬の合計から、1/1000が加算されます。（令和3年9月30日まで）

※基本利用料は事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わずにリハビリテーションを行う場合は、計画診療未実施減算の算定となる。

※基本利用料金は、同一敷地内等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、訪問リハ同一建物減算1の算定となる（10/100の減算）

※基本利用料金は、同一敷地内等の利用者50人以上にサービスを行う場合は、訪問リハ同一建物減算2の算定となる（15/100の減算）

※予防訪問リハビリテーションの基本料金は、利用を開始した日の属する月から12月を超えた期間にリハビリテーションを行う場合は、予防訪問リハ12月超減算の算定となる。